

「脱炭素社会ぎふ」・森林吸収量認証制度（Gークレジット制度） デザイン使用取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、「脱炭素社会ぎふ」・森林吸収量認証制度（以下「Gークレジット制度」という。）を普及するためのデザインの使用に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において使用する用語は、「脱炭素社会ぎふ」・森林吸収量認証制度（Gークレジット制度）実施要綱（以下「実施要綱」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、以下による。

一 「デザイン」とは、別表1に掲げるものをいう。

（デザインの使用）

第3条 デザインは、次の各号のいずれかに該当する場合において使用することができる。

- （1） Gークレジット制度により発行されたクレジットを活用し、次のアからオのいずれかのカーボン・オフセット（以下「オフセット」という。）の取組みを行う者が、オフセットの対象となる商品、サービス、会議・イベント、自己活動又はそれらを広報若しくは紹介するための資料等に使用する場合

ア オフセット製品・サービス

製品を製造・販売する者やサービスを提供する者等が、製品やサービスのライフサイクルを通じて排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組み

イ 会議・イベントのオフセット

会議及びコンサート並びにスポーツ大会等のイベントの主催者等が、その開催に伴い排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組み

ウ 自己活動オフセット

自らの活動、組織の事業活動に伴い排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組み

エ クレジット付製品・サービス

製品を製造・販売する者、サービスを提供する者又はイベントの主催者等（以下「主催者等」という）が、製品・サービスやチケット（以下「製品・サービス等」という。）にクレジットを付し、製品・サービス等の購入者やイベントの来場者等の日常生活に伴う温室効果ガス排出量の埋め合わせを支援する取組み

オ 寄付型オフセット

主催者等が、製品・サービス等の消費者に対し、クレジットの活用による地球温暖化防止活動への貢献・資金提供等を目的として参加者を募り、クレジットを購入・無効化する取組み。例えば、販売時にその売り上げの一部をクレジット購入に用いることを宣言するとともに、一定量の金額が集まってからクレジットを購入・無効化することや、キャンペーンへのアクセス数に応じてクレジットを購入・無効化するなど、消費者とコミュニケーションを取りつつ、クレジットを活用する等

- (2) Gークレジット制度のプロジェクト実施者、Gークレジット購入者又はGークレジットの森・応援パートナー等が、Gークレジット制度のPR等に使用する場合

(使用承認)

第4条 デザインを使用しようとする者は、あらかじめGークレジット制度デザイン使用承認申請書(様式第1号)により県に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを省略することができる。

- (1) 県の機関が使用するとき
 - (2) 県有施設の指定管理者が当該施設の管理・運営の範囲内において使用するとき
 - (3) 報道機関が報道の目的で使用するとき
 - (4) 県の機関の依頼に基づいて県以外の者が使用するとき
 - (5) その他、県がGークレジット制度の普及のため適当と認める者が使用するとき
- 2 県は、前項の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザインの使用を承認するものとする。
- (1) 県及びGークレジット制度の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき
 - (2) デザインを正しい使用方法に従って使用しないとき
 - (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき
 - (4) 特定の政治、宗教及び思想に係る活動とみなされるとき
 - (5) Gークレジット制度の普及に反する影響が生じるおそれのあるとき
 - (6) その他、県がデザインの使用について不適当と認めたとき
- 3 前項の規定による承認は、Gークレジット制度デザイン使用承認通知書(様式第2号)により行うものとし、県は、当該承認にあたって必要な条件を付することができる。
- 4 前項の承認を受けた者は、デザインを使用した月の翌月末までに、Gークレジット制度デザイン使用報告書(様式第3号)にデザインを使用したことを証する資料を添付し、県に報告しなければならない。
- 5 県は、デザインを使用する者に対し、使用状況についての实地調査を行い、又は使用状況について報告を求めることができる。

(使用料)

第5条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 デザインを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形状等を正しく使用し、デザインの改変又は他の文字やイラスト等を重ねた使用等をしないこと
- (2) 承認を受けた用途に限って使用し、承認条件に従うこと
- (3) 使用権を第三者に譲渡又は転貸しないこと

(承認内容の変更)

第7条 デザインの使用の承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめGークレジット制度デザイン使用承認変更申請書（様式第4号）により県に申請し、その承認を受けなければならない。

2 第4条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による申請があった場合において準用する。

(承認の取消)

第8条 県は、デザインの使用がこの要領及び承認された内容に違反していると認めるときは、Gークレジット制度デザイン使用承認取消通知書（様式第5号）により当該承認を取り消し、当該承認に係る物件の回収を命ずることができる。

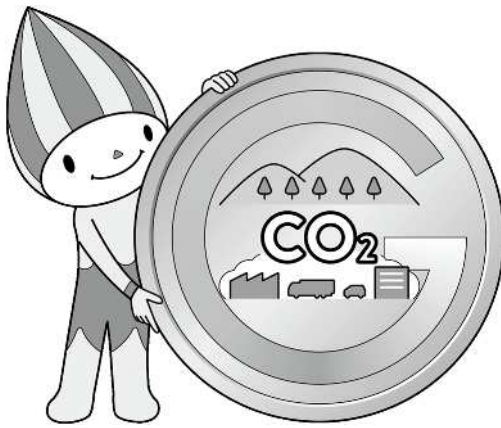
2 前項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係る物件の使用を中止し、速やかに当該物件を回収しなければならない。

3 前項の場合において、承認を取り消された者にいかなる損害が生じても、県はその責めを負わない。

附則

この要領は、令和6年5月14日から施行する。

別表 1

デザイン	 Gークレジット制度	 Gークレジット制度																								
色指定	●C90×M60 ●C70×M20×Y100 ●C40×M10×Y80	●K80 ●K60 ●K40																								
デザイン																										
色指定	<table><tr><th>ミナモト色</th><th>パーツ</th></tr><tr><td>DIC 582 K100</td><td>DIC 182 C100 M30</td></tr><tr><td>DIC 65 C72 M2</td><td>DIC 574 C100 Y30</td></tr><tr><td>DIC 679 (25%) C19 Y5</td><td>DIC 2629 C80 Y80</td></tr><tr><td>DIC 87 Y82</td><td>DIC 2547 C85 Y100</td></tr><tr><td>DIC 557 (25%) C4 M2 Y17</td><td>DIC 672 C80 Y100</td></tr><tr><td></td><td>DIC 650 K60</td></tr></table>	ミナモト色	パーツ	DIC 582 K100	DIC 182 C100 M30	DIC 65 C72 M2	DIC 574 C100 Y30	DIC 679 (25%) C19 Y5	DIC 2629 C80 Y80	DIC 87 Y82	DIC 2547 C85 Y100	DIC 557 (25%) C4 M2 Y17	DIC 672 C80 Y100		DIC 650 K60	<table><tr><th>ミナモト色</th><th>パーツ</th></tr><tr><td>K100</td><td>K60</td></tr><tr><td>K55</td><td>K30</td></tr><tr><td>K30</td><td>K15</td></tr><tr><td>K10</td><td>K25</td></tr></table> ホワイト	ミナモト色	パーツ	K100	K60	K55	K30	K30	K15	K10	K25
ミナモト色	パーツ																									
DIC 582 K100	DIC 182 C100 M30																									
DIC 65 C72 M2	DIC 574 C100 Y30																									
DIC 679 (25%) C19 Y5	DIC 2629 C80 Y80																									
DIC 87 Y82	DIC 2547 C85 Y100																									
DIC 557 (25%) C4 M2 Y17	DIC 672 C80 Y100																									
	DIC 650 K60																									
ミナモト色	パーツ																									
K100	K60																									
K55	K30																									
K30	K15																									
K10	K25																									

様式第 1 号

年 月 日

岐阜県知事 様

(申請者) 住所
団体名
代表者名

Gークレジット制度デザイン使用承認申請書

Gークレジット制度のデザインを使用したいので、Gークレジット制度デザイン使用取扱要領第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用対象物件	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
作成数量	
担当者 連絡先	部署名： 職・氏名： TEL： Eメール：
頒布計画	

- ※ 添付書類 (1) 企画書 (レイアウト、スケッチ、原稿等)
(2) 申請者の概要、現況を示すもの
(3) その他参考となるもの

様式第 2 号

森活第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

Gークレジット制度デザイン使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあったGークレジット制度のデザイン等の使用については、Gークレジット制度デザイン使用取扱要領第 4 条第 3 項の規定により、下記のとおり承認します。

記

使用対象物件	
使用目的	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
作成数量	
使用条件	

- ※ Gークレジット制度デザイン使用取扱要領、承認を受けた内容を遵守すること。
- ※ 承認された内容を変更する場合は、Gークレジット制度デザイン使用承認変更申請書を提出すること。
- ※ デザインを使用した月の翌月末までに、Gークレジット制度デザイン使用報告書を提出すること。

様式第 3 号

年 月 日

岐阜県知事 様

(申請者) 住所
団体名
代表者名

Gークレジット制度デザイン使用報告書

年 月 日付け 第 号により承認のあったGークレジット制度のデザイン等の使用については、下記のとおり使用したので、Gークレジット制度デザイン使用取扱要領第4条第4項の規定により報告します。

記

使用対象物件	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
作成数量	
頒布実績 (又は計画)	

※ 添付書類 デザイン等を使用したことを証する資料

様式第 4 号

年 月 日

岐阜県知事 様

(申請者) 住所
団体名
代表者名

Gークレジット制度デザイン使用承認変更申請書

年 月 日付け 第 号により承認のあったGークレジット制度デザイン等の使用については、その内容を変更したいので、Gークレジット制度デザイン使用取扱要領第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

	変 更 前	変 更 後
使用対象物件		
使用目的		
使用方法		
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで
作成数量		
担当者 連絡先	部署名： 職・氏名： TEL： Eメール：	部署名： 職・氏名： TEL： Eメール：
頒布計画		

※ 添付書類 (1) 企画書 (レイアウト、スケッチ、原稿等)
(2) その他参考となるもの

様式第 5 号

森活第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

Gークレジット制度デザイン使用承認取消通知書

年 月 日付け 号により承認したGークレジット制度デザイン使用については、Gークレジット制度デザイン使用取扱要領第8条第1項の規定により、下記のとおりその承認を取り消すこととしたので通知します。

なお、この通知日以降、取り消し対象となったものを使用、配布、掲示してはなりません。

記

1 取消対象

2 取消理由